

## 令和3年度洲本市有害鳥獣捕獲報償金交付規程

### (目的)

第1条 この規程は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条の規定による許可を受け、有害鳥獣の捕獲をする者に対し、予算の定める範囲内において有害鳥獣捕獲報償金（以下「報償金」という。）を交付することによって、有害鳥獣による農作物被害を防止することを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 報償金の交付対象者は、法第39条による狩猟免許を有する者で、洲本市長から法第9条の規定による有害鳥獣の捕獲許可を受け、洲本市の区域内において有害鳥獣を捕獲した者（以下「捕獲者」という。）または捕獲しようとした者とする。

### (対象有害鳥獣及び報償金)

第3条 報償金の交付の対象となる有害鳥獣は、シカ、イノシシ、サル、会長が認めるその他の小動物とする。

2 報償金の額は、鳥獣被害防止対策協議会が定めた額のとおりとする。

3 別に報償金等の交付を受けた有害鳥獣は、本報償金の算定対象としないものとする。

### (報償金の交付手続)

第4条 本事業の実施主体は、洲本市鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）とし、報償金の交付を受けようとする者は、有害鳥獣捕獲活動報告書に別に定める書類を添えて協議会会長に提出しなければならない。

### (報償金の交付)

第5条 協議会会長は、前条の報告書を受理した場合において、その内容を確認し、適当と認めたときは、予算の範囲内で報償金を交付するものとする。

### (報償金の返還)

第6条 協議会会長は、捕獲者が法に違反する駆除方法又は虚偽の報告により報償金を受けたことが判明したときは、既に交付した報償金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

### (捕獲期間)

第7条 対象有害鳥獣の捕獲期間は、洲本市長が許可する期間とする。

### (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会会長が別に定める。

### 附 則

この規定は、令和3年5月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

捕 獲 報 償 金			
対象鳥獣	成 獣	幼 獣	備 考
シカ	8,000 円	8,000 円	処分費込。 ただし、市指定施設に搬入した場合は、その限りでない。
イノシシ	10,000 円	6,000 円	処分費込。 ただし、市指定施設に搬入した場合は、その限りでない。
サル	30,000 円		処分費込。 ただし、市指定施設に搬入した場合は、その限りでない
その他の小動物	5,000 円		処分費込。 ただし、市指定施設に搬入した場合は、その限りでない。

のり網・交通事故等における報償金			
対象鳥獣	手当	報償金	備 考
シカ・イノシシ	2,000 円	6,000 円	処分費込。 ただし、市指定施設に搬入した場合は、その限りでない。 ※対象動物を捕獲できなかった場合に手当のみを支払う。但し、市職員が同行できない場合は写真の提出が必要。